

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「国庫支出金」の下に「（歳入予算に計上されていないものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。）」を加える。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二号又は第三号に掲げる行為に係る企画財政部長又は財政課長への合議は、当該行為に係る予算を計上した趣旨又は予算の内容の変更を伴うものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、企画財政部長又は財政課長への合議は、当該支出負担行為に係る予算を計上した趣旨又は予算の内容の変更を伴うものその他の企画財政部長が別に定めるものに限る。

第五十四条第五号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

第四百条の二に次の一項を加える。

3 第十五条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による企画財政部長又は財政課長への合議について準用する。

第四百条の五に次の一項を加える。

3 第十五条第一項ただし書の規定は、第一項の規定による企画財政部長又は財政課長への合議について準用する。

第三百三十五条第二項中「の種別割又は自動車税の環境性能割（以下この項において「自動車税の種別割等」という。）」を削り、「若しくは自動車税の種別割等」を「若しくは自動車税」に改める。

別表第一1中「5億円」を「8億円」に、

3億円以上 契約変更金額が当 初契約金額の 5%以上となる 場合又は契約変 更額の累計額が 当初契約金額の 5%以上となる 場合を含む。）	を	議会の議決を 要するもの又は は法律第180 条第2項の規 定により議会 への専決処分 の報告を要す るもの
---	---	---

に改め、

「7,000万円以上」

「議会の議決を

同表 4 中

「 土地の売買代金は 7,000万円以上で 面積が、0.001平方メ ートル以上のもの 」	要するもの 」
--	------------

を

に改める。

別表第二第十二項中「5億円」を「8億円」に改め、同表第十六項中「融資利用費」の次に「、行旅病人取扱費用、行旅死亡人取扱費用」を加える。

様式第三十七号（六）から様式第三十七号（八）までを次のように改める。

様式第37号（6）から様式第37号（8）まで 削除

様式第四十一号（二）、様式第四十一号（四）、様式第四十一号（八）及び様式第四十一号（十一）中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第四十一号（二）、様式第四十一号（四）、様式第四十一号（八）及び様式第四十一号（十一）の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。